

## 豊後料理提供店舗の登録に係る事務取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新たなおもてなし料理として創作した豊後料理を提供する店舗の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 豊後料理の定義を次のように定める。

- (1) コース、定食、弁当など複数のメニューから構成される場合は、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。
  - ① 各メニューに、大分市、別府市、由布市、竹田市、豊後大野市、津久見市、臼杵市及び日出町で構成する大分都市広域圏（以下「大分都市広域圏」という。）内で生産された食材（以下、「大分産食材」という。）を使用していること。ただし、気象条件等のやむを得ない理由により大分産食材の使用が困難な場合は、大分県産食材に読み替えることとする。
  - ② 大分都市広域圏内に伝わる郷土料理をアレンジしたメニューが必ず1品入っていること。
  - ③ 大分都市広域圏内の自然、歴史などを意識したメニューが必ず1品入っていること。
  - ④ 食材の産地を記載したお品書きが添えられていること。
  - ⑤ 料理提供時に、食材の産地や料理の背景、料理人のこだわり等について説明が行われること。ただし、弁当についてはこの限りでない。
- (2) 単品料理の場合は、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。
  - ① 大分産食材を使用していること。ただし、気象条件等のやむを得ない理由により大分産食材の使用が困難な場合は、大分県産食材に読み替えることとする。
  - ② 大分都市広域圏内に伝わる郷土料理をアレンジしたメニュー又は大分都市広域圏内の自然、歴史などを意識したメニューであること。
  - ③ 料理提供時に、食材の産地や料理の背景、料理人のこだわり等について説明が行われること。

### (登録要件)

第3条 豊後料理提供店舗として登録しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 前条に規定する定義を満たした豊後料理を提供すること。

- (2) 大分都市広域圏内に店舗を有しており、店舗の所在地を管轄する保健所から営業許可を取得していること。
- (3) 市が実施する豊後料理の広報戦略に協力するとともに、自らも広報宣伝に努めること。
- (4) その他関係法令を遵守すること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

#### **（登録の申請）**

第4条 豊後料理提供店舗として登録しようとする者は、豊後料理提供店舗登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業許可証の写し
- (2) 豊後料理概要書（別紙1）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、豊後料理提供店舗として登録し、豊後料理提供店舗登録通知書（様式第2号）により登録申請者に通知するものとする。

#### **（登録の期間）**

第5条 豊後料理提供店舗として登録できる期間は、登録した年度を含め3か年度とする。ただし、登録の期間満了日の3カ月前までに前条の規定により登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）が登録更新の意思表示をした場合は、登録期間は自動的に3か年度延長されるものとし、以降も同様とする。

#### **（登録内容の変更）**

第6条 登録者は、第4条の規定により提出した豊後料理提供店舗申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、食材の変更等軽易な変更の場合はこの限りでない。

#### **（登録の抹消）**

第7条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当するときは当該登録を抹消し、豊後料理提供店舗登録抹消通知書（様式第3号）により該当者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 登録目的等が本事業の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (3) 第3条に規定する登録要件を満たしていないと認められるとき。

- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 登録抹消の申出があったとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

**(状況報告)**

第8条 登録者は、豊後料理の提供状況等について、市長の求めに応じて報告しなければならない。

**(補則)**

第9条 この規程に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

**(施行期日)**

- 1 この規程は、平成30年6月6日から施行する。